

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について	・・・ 2
貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について	・・・ 1 2

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	八丁タクシー株式会社（法人番号：6050001032932） 代表者 福田博行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県筑西市下中山700-4 (バス部営業所) 茨城県筑西市下中山700-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6) により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	平成30年6月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社武井観光（法人番号：8040002015729） 代表者 武井和也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県千葉市若葉区西都賀2-21-8 （東京営業所） 東京都江東区東雲1-6-23-302
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6) により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月15日及び平成30年2月21日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反（道路運送法（以下「運送法」）第15条第1項）、(2) 事業計画の事前変更届出違反（運送法第15条第3項）、(3) 乗務時間等告示の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第1項）、(4) 点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反（運輸規則第38条第1項）、(6) 書類の適切管理義務違反（運輸規則第69条）、(7) 自動車に関する表示義務違反（運送法第95条）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社十和観光（法人番号：8050001028937） 代表者 井坂信洋
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県つくばみらい市細代408-1 （本社営業所） 茨城県つくばみらい市箕輪254
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月25日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反（道路運送法第9条の2第1項）、(2) 運送引受書の交付義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、(3) 運送引受書の記載事項の不備（運輸規則第7条の2第1項）、(4) 乗務時間等告示の遵守違反（運輸規則第21条第1項）、(5) 点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）、(6) 乗務等の記録の記載事項不備（運輸規則第25条第2項）、(7) 運行指示書の記載事項不備（運輸規則第28条の2第1項）、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反（運輸規則第38条第1項）、(9) 定期点検整備等の未実施（道路運送車両法第48条）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オン・タイム (法人番号：2010401006279) 代表者 今井信夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東麻布2-20-2 (本社営業所) 東京都港区東麻布2-20-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 420日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月30日、定期的な監査を実施。16件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運行管理補助者の届出義務違反(運送法第23条第3項)、(4) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(7) 運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(8) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(10) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)、(14) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(15) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(16) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 42点 当該事業者の累積点数 42点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	オレンジバス株式会社 (法人番号：7011601017706) 代表者 大村智信
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区大泉学園町3-7-25 (東京中央バス営業所) 東京都練馬区大泉学園町3-7-25
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第48条
(6) 違反行為の概要	平成30年2月19日及び平成30年3月2日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイカウ交通（法人番号：9050001015249） 代表者 大内剛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県ひたちなか市磯崎町4261-4 (本社営業所) 茨城県ひたちなか市磯崎町4261-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 410日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月28日及び平成29年12月7日、定期的な監査を実施。14件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12) 点検整備関係義務違反(道路運送車両法第49条)、(13) 自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)、(14) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 41点 当該事業者の累積点数 41点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社大盛観光（法人番号：6050002025761） 代表者 川面松江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県古河市仁連365-41 （本社営業所） 茨城県古河市仁連365-41
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月21日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8) 運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社イロハ観光交通（法人番号：5040001045705） 代表者 張海峰
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県富里市根本名1009-37 (成田営業所) 千葉県富里市根本名1009-37
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 180日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成30年1月16日及び平成30年1月25日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(11) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 18点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	スカイ観光バス株式会社（法人番号：8040001077737） 代表者 橋本修一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡多古町十余三382-3 (本社営業所) 千葉県香取郡多古町十余三382-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 150日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月13日及び平成30年2月22日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(4) 乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 15点 当該事業者の累積点数 15点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社蓮華（法人番号：6050001031769） 代表者 中原順子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県筑西市蓮沼65 (玉戸営業所) 茨城県筑西市玉戸字山ヶ島1012-25
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月24日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(平成30年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180703	有限会社原口陸運(法人番号9030002122005)代表者 柿原栄一	埼玉県秩父市下影森932-1-101	上影森(旧:下影森)	埼玉県秩父市上影森宇佐野倉234-1(旧:埼玉県秩父市下影森932-1-101)	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として平成29年11月22日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
20180703	有限会社日本急行(法人番号4070002017057)代表者 伊丹清	群馬県富岡市妙義町下高田1145-1	本社	群馬県富岡市妙義町下高田1145-1	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成29年12月8日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録の改ざん、不実記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	13	13
20180703	前橋運輸株式会社(法人番号9070001002947)代表者 星野陽司	群馬県前橋市力丸町468	本社	群馬県前橋市力丸町468	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として平成29年11月28日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20180703	堀越運輸株式会社(法人番号5070001002942)代表者 堀越泰毅	群馬県前橋市鳥羽町431-1	EMセンター	群馬県前橋市飯土井町400-6	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として平成30年3月27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	5
20180703	有限会社手島運送(法人番号9030002082785)代表者 手島弘一朗	埼玉県鴻巣市大字笠原1666	本社	埼玉県鴻巣市大字笠原1666	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがあることを端緒として、平成30年1月29日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)運行管理者の選任(解任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(10)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条、自動車事故報告規則第3条第1項)	10	10

20180710	丸万協立運送株式会社(法人番号8010801013621)代表者堀木幸美	東京都大田区東海3-7-5	本社	東京都大田区東海3-7-5	輸送施設の使用停止(205日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、平成30年2月5日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	27	27
20180710	株式会社Mライン(法人番号7020001105789)代表者村松博司	神奈川県横浜市都筑区池辺町2509-6	本社	神奈川県横浜市都筑区池辺町2509-6	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年2月23日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
20180710	ワイエスジャパン株式会社(法人番号3070001031836)代表者新藤百合子	群馬県桐生市広沢町2-3031-8	本社	群馬県桐生市広沢町2-2981-7	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として平成30年1月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20180710	シモハナ物流株式会社(法人番号1240001036407)代表者下花実	広島県安芸郡坂町横浜中央1-6-30	浦和センター	埼玉県さいたま市緑区大字上野田924-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがあることを端緒として、平成29年12月19日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	3	3
20180710	株式会社大協運輸(法人番号8011401003707)代表者石井敏明	東京都板橋区高島平7-16-15	本社	東京都板橋区高島平7-16-15	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成29年12月5日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20180710	有限会社北湘ヴィークル(法人番号2021002038644)代表者米田誠三	神奈川県秦野市鈴張町1-8	本社	神奈川県秦野市鈴張町1-8	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年3月16日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3

20180718	関東西部運輸株式会社(法人番号7040001071154)代表者田口哲士	千葉県野田市木野崎1787-58	本社	千葉県野田市木野崎1787-58	事業停止(30日間) 輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として平成29年11月29日及び平成29年12月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	37	37
20180718	株式会社WorkLine(法人番号4021001048873)代表者木原宗徳	神奈川県相模原市南区西大沼1-9-26	本店	神奈川県相模原市南区西大沼1-9-26	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として平成30年2月6日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
20180718	有限会社はにわ商事(法人番号1050002003870)代表者平澤武夫	茨城県東茨城郡茨城町鳥羽田767-1	本社	茨城県東茨城郡茨城町鳥羽田767-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成29年8月28日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	5	5
20180718	有限会社海老原運送(法人番号3050002000577)代表者海老原秀行	茨城県水戸市上水戸2-7-3	本社	茨城県水戸市上水戸2-7-3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年4月10日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	2	2
20180718	株式会社つくばトランスポート(法人番号3050001016343)代表者土田弘	茨城県つくば市大字高野1258-1	本社	茨城県つくば市大字高野字新山1258-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年4月24日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	11	11

20180718	河原井一	茨城県笠間市笠間1593-2	本店	茨城県笠間市笠間1593-2	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがあることを端緒として、平成30年1月18日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(13)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	9	9
20180724	株式会社岡野興業(法人番号2050001012525)代表者岡野誠	茨城県かすみがうら市中台175-1	本社	茨城県かすみがうら市中台175-1	事業停止(30日間)輸送施設の使用停止(50日車)輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがあることを端緒として、平成29年1月19日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(7)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	35	35
20180724	有限会社愛川新企画(法人番号4021002033809)代表者荒川良江	神奈川県愛甲郡愛川町中津2769-1	本社	神奈川県愛甲郡愛川町中津2769-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年6月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	11	11
20180724	株式会社萩原運送(法人番号2050001042910)代表者萩原八千代	茨城県銚田市徳宿3094-38	本社	茨城県銚田市徳宿字先上3094-2	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として平成30年4月4日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録の改ざん・不実記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
20180724	有限会社山誠商事(法人番号7030002033014)代表者野口恵吉	埼玉県所沢市坂之下975-5	湘南	神奈川県平塚市中原2-1139-7	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年6月20日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20180724	日本流通サービス株式会社(法人番号6040001068358)代表者小松朋子	千葉県柏市しいの木台3-8-8	本社	千葉県柏市しいの木台3-8-8	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成29年10月17日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)	14	14

20180730	槌田重機株式会社(法人番号7020001011715)代表者 槌田助一	神奈川県横浜市青葉区美しが丘3-64-13	本社	群馬県佐波郡玉村町大字川井1790-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年4月19日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20180731	千葉物流株式会社(法人番号3040001072627)代表者 小梢弘	千葉県野田市木間ヶ瀬5072	本社	千葉県野田市木間ヶ瀬5072	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成29年11月8日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8
20180731	株式会社ヴェルト(法人番号2040001089218)代表者 西野伸行	東京都中央区佃2-16-5	本社	東京都中央区佃2-16-5	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として平成30年1月16日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(7)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	10
20180731	あんぜんタカラ物流株式会社(法人番号9040001047516)代表者 米田慎太郎	千葉県八街市上砂60-9	八街	千葉県八街市上砂60-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年1月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)